

【重要】

早期卒業認定に関する申請手続きについて

本学部では、2018年度進学者から法学部規則第10条の2及び法学部早期卒業制度規則（以後、「早期規則」）に基づき、「進学した年度の3月」又は「進学した年度の翌年度の9月」での早期卒業を申請に基づき認めます。

希望者は、法学部便覧掲載の早期規則を熟読し、要件（早期規則第2条第2項）を満たしている者は、以下の申請期間に手続きを行うこと。

申請の際には、計画書の提出を求める（早期規則第2条第3項）ので、早期卒業後に進学予定の高等教育機関（具体名は不要）など、事前に学修目的・計画を立てる必要がある。

申請期間：2018年3月26日（月）～30日（金）

注）期間外の受付は一切行わない

可否については、本学部学務委員会での判断の後に、4月中旬（2018年度Sセメスター履修登録前）までに、個別に通知を行う。

2017年10月 法学部